

学部自治と構成員の役割

—私の経験から—

辻 泰一郎

1. 明治学院とプロテスタント長老派

- (i) 万人祭司主義
- (ii) 自治と民主主義

2. 学部自治と本学法学部の伝統

- (i) kollegiumとしての学部構成
- (ii) 教授会の役割と構成員の関わり方

3. ケーススタディーとしての私の事例

- (i) 就職の前後から助教授時代—大学の進路選択と法学部カリキュラム改革—
- (ii) 学科主任・学部長時代—大学改革—
- (iii) 法学研究科委員長時代以降—法科大学院構想—

4. 個人的反省と問題点の指摘

- (i) 議論する法学部の復活と大学改革への積極的寄与
- (ii) 新任教員に対するファカルティー・ディベロップメント
- (iii) 委員会主義のメリット・デメリット
- (iv) 法学部の歴史と記憶の保存、教授会記録の電子データ化
- (v) 学部設立50周年をどう迎え、法学界に何をアピールするのか
- (vi) 法学部の生き延び方と縮小の仕方、終わらせ方の研究

(当日配布レジュメ)

【報告の概要】

法律科学研究所の定例研究報告とはやや異なり、定年退職を迎える一教員の立場から、学部自

治と構成員の役割について、私個人の経験を踏まえて、日頃私が感じている問題点を指摘するという内容の、いわばスタッフセミナーの要領で報告を行った（2014年3月4日）。以下はその概要である。

1. 明治学院の歴史を紐解くと、本学がプロテスタント長老派の影響を強く受けていたことが分かる¹。カトリックと異なり、プロテスタントの教会理解において、万人祭司主義が大きな特色となっており、平信徒も祭司としての地位が認められ、いわば、教役者と平信徒とは存在論的には区別されない。私見によれば、長老派教会における平信徒の代表である長老による教会監理のあり方は、教会組織の自治と民主主義の一つの形であり、長老とともに平信徒も教会の責任ある構成員となる。

このような組織原理の影響を本学が伝統として持っていることはとりわけ不思議ではない。なぜならば、私の勤務員としての経験から、本学の重要決定は大学の先任教員の自由な論議を通じて、学部教授会や連合教授会の議を経てすべて決定されてきたからである。本学には、上意下達というような上からの管理・監督の伝統は、少なくとも私の経験の範囲では、見受けられないからである。

2. 大学は専門教育の分野別のくくり方としての学部から構成されているのが普通である。

本学もまた、文経社法国心5学部からなっており、学部自治の原則に基づいて、教学の編成その他の事項を各学部自ら決定し、学部長会で調整し、大学評議会の議を経て最終承認を得る仕組みになっている。

学部の内部構造は専門的研究者の仲間＝同輩団体であり、コレージュムとして同じ資格を持つ同僚からなる平等な団体であることから、学部におけるあらゆる決定には、老若男女、在職年数に関わらず平等に1票が各人に付与されており、全構成メンバーが学部自治に同じ責任で参加している。

大学に、学長や学部長が存在して執行部を構成しているように、学部には、長として学部長と学科には学科主任が置かれ、本学の場合は、学部長は教授会選挙で、学科主任は学部長の指名で選ばれ、学部の執行部を形成する。学部の監理のあり方を、プロテスタントの教会になぞらえることができるとすると、学部執行部と構成メンバーの関係を万人祭司主義の長老と平信徒の関係として理解することができるのであり、本学の学部のあり方は私に知る限りで歴史的にも伝統的にも平信徒たる構成メンバーの自由で活発な論議を前提として自治的に運営されることが自明であったように思われる。

この伝統に即するならば、学部における教学の基本的な決定は、学部の構成メンバーによる自発的な提言と自由な論議、そして熟考を重ねたうえでの全員による判断を通じて行われることを意味する。その逆は、言うまでもなく、上意下達の執行部指導の管理型学部運営であり、この場合構成メンバーの役割として期待されるのは、上意下達の受動的承認の役割のみということになる。しかしこれは、明治学院大学の伝統に合致しないし、学部の発展のイニシアティブが学部の構成メンバーにはないことになり、内発的な教学改革が困難になる。

3. 最近の学部教授会における論議の不活発さがどこから由来するのか、原因はいろいろ考えられるとしても、教授会の時間節約という観点から喜ばしいというだけの話ではないように思われる。私の疑念は、日本の社会が急激な変化に直面している中で、大学の改革が急務であるはずなのであるが、沈黙する教授会は何を創造的に生み出すことができるのだろうかという点である。

そこで、学部メンバーとしての私自身の経験を個別事例として語ったが、その内容は、拙著「遠い記憶と白金の日々 明治学院大学と私」(非売品 2014年(本学図書館所蔵))に書いてあるので、参照されたい(12-33頁)。

4. 以上を踏まえ、私の個人的な反省に立ちながら、現在の私を感じている幾つかの問題点を指摘しておきたい。

(i) 法学部における教学問題に関し、教員個人の間からそれぞれの経験や疑念に基づき自由な問題提起がなされ、それに対する活発な論議が行える教授会にしていく努力が必要ではないか。

同時に、学部教授会であっても、学部のみならず、大学全体に関わる教学改革などの重要問題には大学構成メンバーの会議体として積極的に論議が行われるべきである。このほか特に法学部教授会に期待されているのは、各種の学則や規則・規程の審議についてであり、全学的なルールに関する審議についてである。法学部教授会は、伝統的に、大学部局の中で法制局のような役割を演じてきたのは事実である。

(ii) 法学部教育の質的向上の観点から、さらに、専門教育の平準化と共有化の観点からも新任教員を対象として、ベテラン・中堅教員の指導の下に行われるファカルティー・ディベロップメントを毎年学期初めに励行することが必要である。私見によれば、アメリカのホープカレッジ交流経験者のFD研修の経験の活用は有益であろうと思われる。

(iii) 法学部教授会の審議効率化の観点から、問題ごとに委員会を設けて、委員会に案件をお任せすることが常態化しているが、こうした委員会方式には、メリット、デメリットがあることを認識するべきである。デメリットは、委員会構成メンバーに属しない構成員と構成メンバーとの間の意識の差が大きくなり、委員会案が承認されたとしても、一般の構成メンバーに十分共有されないことが生じる点である。これを避けるために、教授会における委員会設立以前における構成員全体での論議と委員会案についての論議のために時間を割くことが望ましい。

(iv) 法学部のカリキュラムやルールに関する記憶を保持するために、学部の歴史に関するデータを保存しておくことが必要であり、とくに教授会記録は構成員全員に共有されるべきものとして、電子データ化しておくことが不可欠である。

(v) あと2年後の2016年に法学部創立50周年を迎えることから、記念行事をどう行うかの検討が始められなければならない。シンポジウム開催や記念論文集の発刊を考えると、その準備に優に2年はかかると見てよい。むしろもっと早めに準備を始めて差し支えない。

その際に、本学法学部として、50周年行事を通じて、アピールするものが何なのか、を検討することが大事である。今後の発展の区切りとなるような行事を期待したい。

(vi) 法学部の将来に関し、起こりうべき最悪の事態に備えて、研究することも必要であろう。

少死高齢化社会の進展とともに、大学受験人口の減少が加速度を増しており、本学への、また本学部への入学志願者の減少に歯止めがかからない状況が続いている。その結果、3学科とも、実質競争倍率の低下と入学偏差値の低下を来しており、法学部教育の在り方に影響を及ぼしている。報道によれば、大学生の4割（以上）が本を読む習慣を持っていないとされ、本学部初年次教育においても、初学者向けの教科書の記載が難しすぎて内容が理解できないとする学生がかなりの数存在している。

こうした事態を踏まえて、一方では、大学・学部間の教学改革論議が加速されなければならないと同時に、前述の入学志願者減と実質競争力のさらなる低迷を回避するため、法学部（各学科）の入学定員削減およびこれと連動した教員数削減といった問題を研究し始める必要がある。要するに法学部のサイズダウンを教育の質を維持向上させながらいかなるカリキュラム体系と教員陣容のもとで行うのかの検討も視野に入れた研究である。すべての大前提として、本学の経営的な安定を維持しうる枠組みの中で、時代状況に的確に対応する柔軟性が問われており、究極的には、本学部が単体では存立しえない状況をも想定したドラステックな将来像の研究も念頭に置くべきであろう。

4. まとめ

本報告は、万人祭司主義というプロテスタント教会の信仰理解に対応すると考えられる水平なコレギウム組織として権利と票決において平等な学部（大学）構成員のみによって、従来様々な教学決定が行われてきた本学の伝統を踏まえて、現在自民党・政府の審議会で論議され始めている理事会ないし学長（大学本部）主導のいわば上からの迅速な大学運営と学部教授会自治の範囲縮小化の方向性論議に大きな懸念を抱く立場から、自律的な学部教育改革のあり方を反省したものである。明治学院大学の歴史を振り返った場合、大学と学部を担う者は一人一人の教員と職員しかいないことを肝に銘じてほしい。

大学の教学改革論議は、常に学長サイドや学部長の審議提案の形でのみ論議される問題ではない。学部の構成員が個人として考えた構想や問題点の指摘を学部教授会に提起し、建議することは自由であり、そうした努力を上から押さえつける必要はない。危機的状況が深まれば深まるほどに、そのような自由な論議を経て出される斬新なアイデアが重みを増すと思われる。明治学院大学のような中規模の大学において、教学の重要問題が教員集団の内部的議論のなかから生じやがて正規の会議体での論議を経て正式に決定された例は、学長のクリスチャンコード撤廃運動（この運動の推進力は法学部の教員集団であった）がそうであったし、法学部初年次教育のカリキュラム改革なども個々の教員の発案から実現していったものである²。

本学が置かれている厳しい状況に鑑みて法学部教員各位の活発な議論を期待したい。

1 参照、明治学院150年史編集委員会編『明治学院150年史』（2013年）91、98、106頁など。

2 福田敏一学長時代、私自身が大学の一教員としての立場から同志を募って教学改革に関わる全学的なシンポジウムを開催したことが一度ならずあり、各学部学科を中心に行われていた教学改革論議を自

由な視点でつなぎ合わせ、意見交換と教員間交流を図ったことがある（参照、辻泰一郎『明治学院大学将来像』シンポジウム開催記「あんげろす」4号）ほか、様々な機会に教学関係の個別のイシューについて関係者と非公式の話し合いの場を作り改革を図った（海外ボランティア活動へのセンター業務の拡大など）。